

令和6年度 第1回
天草市国民健康保険事業の
運営に関する協議会 議事録

天草市国民健康保険

日 時 令和6年7月24日(水) 午後2時

場 所 天草市役所 本庁2階 庁議室

令和6年度 第1回天草市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日 時 令和6年7月24日(水) 午後2時

2. 場 所 天草市役所本庁 2階 庁議室

3. 出席者(17人中14人)

(1) 協議会委員(5人中4人)

○被保険者を代表する委員

福本美佐子 長塚 信弘 松本 和美 山下 ちか

○保険医又は保険薬剤師を代表する委員(5人中3人)

木山 茂 松本裕三郎 木場 貴俊

○公益を代表する委員(5人中5人)

中尾 五則 吉田裕美子 福田 久典 新木 銘子 松下 智洋

○被用者保険等保険者を代表する委員(2人中2人)

颯川 秀幸 杉本 昌展

(2) 事務局

市民生活部長

国保年金課 : 課長 国保給付係長 国保税係長 国保給付係参事

納 税 課 : 課長

健康増進課 : 課長 健康増進係参事

4. 議題

(1) 令和5年度天草市国民健康保険特別会計決算について

(2) 天草市国民健康保険特別会計中期財政計画について

1 委嘱状交付

2 開会（事務局）

3 会長及び副会長選任

4 諮問書の送付

市長より諮問

5 市長あいさつ

6 会長及び副会長あいさつ

——（市長退席）——

7 議事

(1) 令和5年度天草市国民健康保険特別会計決算について

事務局より説明

委員：11頁のところで、薬の多剤、重複服薬の通知数が大幅に、令和5年度が増えていますが、これは何か理由がありますでしょうか。

事務局：こちらにつきましては、それまでは精神疾患の方には通知を発送していませんでした。他の自治体については発送しているところが多かったものですから、令和5年度から精神疾患の方も含めたところで通知を発送するようにいたしましたので、件数が増えております。

会長：他に何かありませんでしょうか。

委員：みなし健診のことが書いてあったんですけど、それもあって受診率が上がっているというお話があったんですけど、私も通院中の病院で健診をしてもらったことがあるんですけど、なかなか行きつけの先生にお願いをしにくい部分もあったんですけど、みなし健診があるといいなと思いました。どのくらいの方が初年度で検診を受けられたのかなというところをお尋ねしたいと思います。

事務局：52件でした。

会長：そのほか何かありませんか。

委員：歳入の中の税についてなんですけど、不納欠損額がこちらの方で記入してありますけれども、これについて内訳を教えてください。

事務局：国民健康保険の不納欠損額につきましては、額がかなり高額ではあります。

けれども、この額につきましては、所得が低い方の分で、この不納欠損額がでています。

委 員：事故がらみが大きいのですか。

事務局：事故がらみではありません。単に所得が低い方が多かったということです。

委 員：徴収可能ではないということですかね。生活困窮者ということですか。

事務局：そうですね。ちなみに、県下平均の不納欠損額は、調定額の約 4.165%が不納欠損額になるんですけど、天草市の場合は、0.683%ということで、不納欠損額については低く抑えられているんですけども、やはり所得の低い方が多いということで今回、徴収不能案件ということで、この欠損処理をしております。以上でございます。

委 員：納期が過ぎて4、5年経ったものが多いのですか。

事務局：通常、税は5年間、徴収の期間がございますけれども、その5年の間に徴収ができなかった案件ということになってきます。

会 長：よろしかったでしょうか。そのほかに何か皆さんからありませんでしょうか。何もないようでしたら、原案のとおり、この決算については承認してよろしいでしょうか。

委 員：はい。

(2) 天草市国民健康保険特別会計中期財政計画について

事務局より説明

委 員：すみません。ちょっと不勉強で基本的な質問なんですけど、この基金繰入金というのを繰り入れることで、毎年歳入と歳出のバランスを0にしても、基金の残高が年々減っていくわけですよね。なんで減るんですか。これが減らないように繰入金を入れている訳じゃなくて、収支バランスとは別に、毎年減る理由が何かあるということだったんですかね。すみません基本的なことです。

事務局：基金が減る理由ですね。歳入、歳出のバランスが取れていないということで、歳入の方が不足しているということで、国民健康保険基金というのが貯金に当たるわけなんですけれども、財源が不足するためこの貯金を取り崩さないと、最近のところは財政が成り立たないというような状況となっているところです。

委 員：例えば、16 頁の上の中期財政計画ってあるじゃないですか。これで令和5年度から、歳入で基金繰入金を入れていきますよね。そうすると、収支バラ

ンス、青いところは0ですよ。だったら、この黄色いところは減らないんじゃないという、そういう理屈じゃないんですね。これが0になったら、もう黄色のところはずっと毎年減っていかないんじゃないかなと思ったんですけど。そういう単純な話ではないんですかね。

事務局：基金繰入金というのを入れないと毎年の収支がマイナスになってしまう状況です。マイナスになるので、基金繰入金というのを入れないと収支が0にならないということです。その代わり基金繰入金を入れますと、貯金がどんどん減っていくというような形になります。

委員：基金繰入金を入れなければ、一番下の黄色のようになっていくというわけですね。

事務局：貯金から取り崩さなければ、貯金は減らないんですけども、その場合は、毎年の収支がマイナスになって成り立たなくなってしまうので、基金からやむをえず繰り入れるような形になっています。もちろん基金から繰り入れたら、基金の残高はどんどん減っていくというような形になります。

委員：すみません私の見方が間違っていました。わかりました。

会長：他に何かございませんでしょうか。

事務局：一点、基金のことについて、補足をさせていただきたいと思います。基金を保有している自治体は県下でもあまりなくて、保有額が大きいところで、水俣市と天草市が保有額が大きいというようなところになっております。基金を全く持たなくて、赤字財政になっているような自治体もございます。そういった状況であるということで、ご理解をいただければと思います。

会長：この財政計画については、今後、国民健康保険の被保険者が減ってくる、それと、もともと天草市の国保税額の税率というのが低く設定してあるということでもございます。実際に国保加入者が減ってくると、収入も減ってくる。収入が減ってくれば、基金を繰り入れて、ここがマイナスにならないようにするには、税率を上げるしかないということで、9年度からは、熊本県内では市町村が保険料の統一をすると、統一されたのが、シミュレーション1の例えばピンクのところの部分がそういうふうになってくるということでありますけれども、まずは2点について、皆さんで協議していただければと思っております。

まずは、令和6年度から8年度までの部分ですね。これについては、まだ統一がなされていない状況の中で、天草市の現状の保険料率をそのまま適用していく部分でございます。この6年度、7年度、8年度を見ますと、シミ

ュレーションでは国民健康保険の基金の残高が、6年度で9億2,000万、7年度で7億8,000万、8年度で6億1,000万円ほど残ると、これはあくまでも天草市の国民健康保険の税率を現状維持した場合がこのような状況になるということでございます。こういった形で、6年度、7年度、8年度については、現状のままでいいかどうかというのを皆さんで、反対に言えば、少し県の方に合わせて税率を翌年度から上げていく、それか6、7、8、この3年については据え置いてマイナス部分が出た場合には、その基金を活用して、収支をプラス、マイナス0に持っていくという、まず、この6年度から8年度までの財政計画について、何かご意見があればいかがかなというふうに思います。

委員：すみません。あんまり税のことは詳しくないんですけど、保険料が完全に統一になるじゃないですか。そうしたら、その基金の部分はどうなるんですか。

会長：事務局から答えてもらっていいですか。

事務局：この基金の活用につきましては、県内統一に向けたところで、最終的な調整は決定されておりません。ただ、各自治体で保有している基金でございますので、各自治体の判断で活用を行うというような状況になります。そういうふうに今現在考えているところでございます。

委員：少し貯金を残しておいた方がいいかなという感じでしょうか。

事務局：この基金をなぜ保有するのかということでございますけれども、まず、保険給付費、今回コロナの方が公費負担で投入されてきておりましたので、これまで医療費がある程度かからないような公費負担措置がありました。ただ、いろんな疾病とかがありますので、そういった疾病の緊急的な支出に対応するために、幾分か保有しておく必要があるというようなところで、これまで10億を保有ベースで持っておいた方がいいというようなところで、天草市の方は10億をベースとして持ってきていたところです。ただ、30年度以降の国保制度改革に伴って、明確な金額の示しは国からはございません。ただ、その保険給付費を賄っていく、緊急の疾病等にかかる保険給付費等の対応を行うために、最低限は保有しておく必要があるというようなところで、5年度までの計画の中では、4億4,000万程度を持っておく方がいいのではないかなというようなところで、試算をさせていただいたところでございます。

委員：令和9年度から県のほうから指示が来るわけでしょ。その時はその税率に従わなければならないのですか。

事務局：事業費納付金ベースでの支払いについては支払わなければならない。ただし、納付額については税率等で調整をするというふうな形になっておりますけれども、天草市の基金条例の中にはですね、これまで国が令和5年度まで激変緩和措置、こういった事業費納付金を納める仕組みを、30年度以降、設けてきておりますので、その事業費納付金ベースでしていくには各自治体、保険料が変動していく、医療給付費が増大したときにそれに応じたところで税率を上げないといけない、そういった変動分の抑制のために、県の方に激変緩和措置の交付金を交付しておりました。これが令和5年度に完全廃止となっております。このため県の方が、令和8年度まで緊急的な措置として、県の激変緩和措置というようなところで幾分か充てるような形にはなるんですけれども、事業費納付金がそれでも少しずつ上げなければならないということで、今回6年度から影響が来ているところであります。9年度以降については、納付金ベースでは、県の方に納めなければならないというような形にはなっていくしますので、その部分を税率及び天草市の場合は基金を保有しているので、その部分でも幾分かは調整ができるのではないかなというように形でこのシミュレーションを作成させていただいております。

委員：税率を上げない場合、一番心配されることは何ですかね。6、7、8の段階で据え置いた場合、一番心配されること。そのまま据え置いて、基金が大丈夫だからといってそういうことじゃないのですかね。

事務局：そうですね。8年度までの税率の据え置きっていうのは、基金の保有額で幾分か確保できるというようなところで、特段のデメリットは考えておりません。

事務局：すみません。もう一点ですね、今県下で統一に向けての協議が、どちらかというところの自治体でも今始まったところです。どうしても今後、県に納めるお金が足りなくなるので、今のうちから上げておこうとか、そういうふうな案も当然あるんですけど、今から協議が始まって、これからどう動いていくか私たちも県の動きを見ながらどうしても県が最終的にこれくらいの税率になるだろうというようなところが出てきたら、それに向けてどうやって上げていこうかという議論が始まるかなと思っていますので、どちらかというところと6、7、8まではその議論の期間として捉えて、こちらとしてはなるべく上げたり下げたりとかはしなくてもいいように議論の期間という位置付けも、少しは事務局としては持っているというような点がございます。

委員：6億ありますから。6億あったら大丈夫ですよ。

会 長：今、5年度の中期財政計画のところでも、5年度に示した部分というのは6、7、8で、8年度末で基金が6億3,600万円。今回のシミュレーション1の場合としても、令和6年、7年、8年にした時でも、6億円ぐらいは基金を保有しているというような状況であれば、この6、7、8については、現在のとおりの税率自体を据え置いて、基金を活用していくという方向性でもよろしいでしょうか。

委 員：はい。

会 長：じゃあ、ここの6、7、8までは、シミュレーション1のところで、5年度 of 中期財政計画を見ても、今後、今年度6年度を見ても、8年度までは大きな推移はないというようなところで据え置きをさせていただきたいと思います。

問題が9、10、11ですね。この完全統一までのこの3年間で、同じような形で据え置いていくと、基金は枯渇して赤字になるというようなところになるかと思います。それでシミュレーション2とシミュレーション3ということで、基金をしばらく少しでも残していきたいというのがあります。

シミュレーション2の方はそのまま税率が上がるということで先ほど説明があった、実際に言えば、倍以上というか、先ほどのモデル1の世帯で、1万8,500円が2万8,000円ぐらいまで上がるだろうと。モデル2であれば、19万6,900円が24万9,000円で、5万2,100円上がると。モデル3の分であれば、10万2,400円、2人世帯の場合でこれぐらい市町村ごとの税率とした場合、納付金ベースとした場合には上がっていくっていうのが、シミュレーション2の場合ですね。これについては、基金は6億ぐらいでそのまま3年間は推移します。

それとシミュレーション3の場合は、基金を半分入れながら、納付金ベースで実際には半額になるような、要するに、国保加入者の負担を少し軽減するというようなところで計算をしてあると、2分の1程度で残りの部分を基金から使うというような財政計画になっているかと思います。皆さんの考え方でどうしていくか。

加入者の方は、安い方に越したことはないというふうに思うんですけども、やっぱりどこかで完全統一がなされるっていうのを見据えると、どこかで上げなきゃいけないっていうようなものもあります。先ほど事務局の方の回答もあったように、天草市はたまたま基金を持っているので、こういうことができるというふうになってますけども、皆さんのお考えでは、9年度か

らはもうそのまま保険料率を大幅に上げるというのと、シミュレーション3の2分の1の保険料にして残りを基金から繰り入れるという案があります。ここに対して皆さんのご意見っていうのはありますでしょうか。

委員：9、10、11の話を今からする訳ですか。部長の話では、まだ先行きは方針あたりも、なかなか決まらないのでっていう話からすれば、ここで9、10、11はという話ができないのではないのでしょうか。

会長：6、7、8までは県の方が、結局9年度には県が納付金ベースで決定するわけですね。6、7、8の部分についてはとりあえず据え置いて、上げない。でも、9、10、11では納付金ベースの金額が決まるわけですね。だから、その時に対して、例えば納付金ベースで、例えばこの9、10、11がシミュレーション2の場合だったら、保険料が上がる。

委員：じゃあ、9、10、11の話を、シミュレーション1、2、3で、今ここで決めるわけですか。

会長：財政計画ですから。

事務局：この場でですね、9、10、11を例えば県にあわせてこれだけ上げますとか、じゃあ半分にしますとか、という決定まではされなくてもいいのですが、ただ方向性として、例えばまず決めないといけないのは先ほど会長さんがおっしゃっていただいたように、来年度まず上げるのか上げないのかというところでいくと、先ほど6、7、8という流れの中で据え置いた方がまだいいんではないかというような方向性が決まると、来年度の税率改正はしないということで事務局は進めていきます。ただ中期ですので、先の段階として例えば、9、10、11についてはもう上げる方向で検討せざるを得ないというところで、この協議会では例えば、ある程度の方向性で今後も協議を継続していくというふうなところで決めていただければ、私たちも来年度またこういう状況になりましたという資料をご提示して、これぐらい上げていかざるを得ないとか、もう少し詳しい資料をお出ししていくことになるかと思います。毎年、毎年この中期財政計画を見直していきますので、近まってくると、多分もう7年度の段階では、もうこれぐらい上げますよというのは多分もうほぼほぼ方向性を決めておかないと、8年度になって9年度上げますよと言っても、皆さんにいきなり上げますよという通知になってしまいますので、例えば7年度ぐらいには、市民の皆様へ通知する期間も含めてこれぐらいは上げますとかいうようなものを、多分決めていかざるを得ないのかなというところです。だから、今の段階では、もうこのままだとだめだよね、ただもう

お示ししているように、9年度ぐらいからはもう上げないといけないよね、
というふうな方向性だけでも決めていただければ、あとは毎年見直して資料
をご提示するような形にということにはできるかと思います。

委 員：だから、シミュレーションの1とか2とか3じゃなくして、6、7は据え
置きなんだ、9、10、11は値上がりしますよというような文言だったら分か
るけど、1、2、3のどれかを決めなさいというのは、ちょっと無理のよう
な気がします。

事務局：昨年も、もう上げざるを得ないだろうから、シミュレーションを始めなさ
いというのがこの協議会の答申でございましたので、まずは第一段階として、
こういうシミュレーションを作ってみましたというようなところになります。
だから、もう少しこういったシミュレーションをしてくれということであれ
ば、次回には私たちもそういったシミュレーションを入れたところでまた資
料を出させていただくということになると思います。

会 長：それでは、やっぱり9年度からはいくらかは税率改正をしなきゃいけない。
どういう方法論であろうとも、税率は上がっていくっていうような結果とい
うか、そのような回答でよろしいでしょうか。今、6、7、8については
据え置いてということで、どういう形であろうが、9、10、11については税
率の改定が必要になってくるだろうということで、2にするか3にするかと
いう協議は、また来年度に持ち越しながら協議をやっていくというような方
向性でよろしいでしょうか。

委 員：はい。

会 長：ありがとうございました。

事務局：ありがとうございます。もう1点、補足をさせていただきます。実は、国
の方が先般、6月の国会において、子ども子育て支援に関する加速化プラン
というのを提示して可決されたところです。そういった流れの中で、令和8
年度については、今の3つの方式で医療分、後期高齢者支援金分、介護分の
3つのブロックで国民健康保険税を賦課しておりますけれども、これにもう
一つ、子ども子育て支援金というのが制度上、追加で賦課するということが
決定されているところでございます。そういった中で、市としては、今のこ
の3つの方式としては維持した形での今回ご提示ということで、この分の子
育て支援金分については加味していないところでございますので、その分の
応分の負担は出てくるというような状況でございます。

会 長：ありがとうございました。据え置くけれどもその部分が加算されて徴収

されるというような内容でございました。一応、天草市の中期財政計画についてはとりあえず、6、7、8は税率を据え置いて、9年度からは税率をまだどれくらいにするのかとか、そういうものは次回に置いておいて、上げなければいけない、税率を上げなきゃいけないんだらうということはこの方針について、市長の方に答申をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

8 その他（報告事項）

9 閉会

事務局：これもちまして、令和6年度、第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日は長時間、ありがとうございました。

————— （午後3時45分終了） —————